

入 札 公 告

次 の と お り 一 般 競 争 入 札 に 付 し ま す 。

令 和 7 年 6 月 9 日

国 立 研 究 開 発 法 人 水 産 研 究 ・ 教 育 機 構
水 産 技 術 研 究 所 管 理 部 門 神 栖 拠 点 長 高 橋 秀 行

1 . 調 達 内 容

- | | |
|-----------------------|---|
| (1) 調 達 物 品 及 び 数 量 | ハ イ パ フ ォ ー マ ン ス ・ コ ン ピ ュ ー タ 一 式 |
| (2) 調 達 物 品 の 仕 様 | 入 札 説 明 書 に よ る 。 |
| (3) 納 入 期 限 | 令 和 7 年 1 2 月 2 6 日 |
| (4) 納 入 場 所 | 入 札 説 明 書 に よ る 。 |
| (5) 入 札 方 法 | 落 札 決 定 に 当 た っ て は 、 入 札 書 に 記 載 さ れ た 金 額 に 当 該 金 額 の 1 0 0 分 の 1 0 に 相 当 す る 額 を 加 算 し た 金 額 (当 該 金 額 に 1 円 未 満 の 端 数 が あ る と き は 、 そ の 端 数 金 額 を 切 り 捨 て た 金 額) を も っ て 落 札 価 格 と す る の で 、 入 札 者 は 、 消 費 税 及 び 地 方 消 費 税 に 係 る 課 税 事 業 者 で あ る か 免 税 事 業 者 で あ る か を 問 わ ず 、 見 積 も っ た 契 約 希 望 金 額 の 1 1 0 分 の 1 0 0 に 相 当 す る 金 額 を 入 札 書 に 記 載 す る こ と 。 |

2 . 競 争 参 加 資 格

- (1) 国 立 研 究 開 発 法 人 水 産 研 究 ・ 教 育 機 構 契 約 事 務 取 扱 規 程 (平 成 1 3 年 4 月 1 日 付 け 1 3 水 研 第 6 5 号) 第 1 2 条 第 1 項 及 び 第 1 3 条 の 規 定 に 該 当 し な い 者 で あ る こ と 。
- (2) 令 和 7 ・ 8 ・ 9 年 度 国 立 研 究 開 発 法 人 水 産 研 究 ・ 教 育 機 構 競 争 参 加 資 格 又 は 全 省 庁 統 一 資 格 の 「 物 品 の 販 売 」 の 業 種 「 電 子 計 算 機 器 類 」 で 「 A 」 、 「 B 」 又 は 「 C 」 い ず れ か の 等 級 に 格 付 け さ れ て い る 者 で あ る こ と 。
- (3) 国 立 研 究 開 発 法 人 水 産 研 究 ・ 教 育 機 構 理 事 長 か ら 物 品 の 製 造 契 約 、 物 品 の 販 売 契 約 及 び 役 務 等 契 約 指 名 停 止 措 置 要 領 に 基 づ く 指 名 停 止 を 受 け て い る 期 間 中 で な い こ と 。
- た だ し 、 全 省 庁 統 一 資 格 に 格 付 け さ れ て い る 者 で あ る 場 合 は 、 国 の 機 関 の 同 様 の 指 名 停 止 措 置 要 領 に 基 づ く 指 名 停 止 を 受 け て い る 期 間 中 で な い こ と 。
- (4) 暴 力 団 員 に よ る 不 当 な 行 為 の 防 止 等 に 関 す る 法 律 (平 成 3 年 法 律 第 7 7 号) 第 3 2 条 第 1 項 各 号 に 掲 げ る 者 で な い こ と 。

3 . 入 札 説 明 書 等 の 交 付 方 法

- 競 争 参 加 希 望 者 は 、 以 下 に よ り 入 札 説 明 書 等 (入 札 説 明 書 、 入 札 心 得 書 、 契 約 書 案 、 入 札 書 様 式 、 委 任 状 様 式 等) の 交 付 を 受 け る こ と 。
- ① 直 接 交 付
〒 3 1 4 - 0 4 0 8
茨 城 県 神 栖 市 波 崎 7 6 2 0 - 7
国 立 研 究 開 発 法 人 水 産 研 究 ・ 教 育 機 構
水 産 技 術 研 究 所 管 理 部 門 神 栖 拠 点 管 理 チ ー ム
電 話 0 4 7 9 - 4 4 - 5 9 3 2
F A X 0 4 7 9 - 4 4 - 1 8 7 5
- ② 宅 配 便 着 払 い に よ る 交 付
任 意 書 式 に 「 ハ イ パ フ ォ ー マ ン ス ・ コ ン ピ ュ ー タ 入 札 説 明 書 宅 配 便 に て 希 望 」 と 記 入 し 、 社 名 、 担 当 者 名 、 住 所 、 電 話 番 号 を 記 載 の う え 、 上 記 ① あ て F A X 送 信 す る こ と 。
- ③ メ ー ル に よ る 交 付
任 意 書 式 に 「 ハ イ パ フ ォ ー マ ン ス ・ コ ン ピ ュ ー タ 入 札 説 明 書 メ ー ル に て 希 望 」 と 記 入 し 、 社 名 、 担 当 者 名 、 メ ー ル ア ド レ ス 、 電 話 番 号 を 記 載 の う え 、 上 記 ① あ て F A X 送 信 す る こ と 。

4 . 入 札 説 明 会 の 日 時 及 び 場 所 等

仕 様 書 等 に 関 し 質 疑 が あ る 場 合 に は 、 令 和 7 年 6 月 1 9 日 ま で に 上 記 3 . あ て に メ ー ル (ア ド レ ス は 入 札 説 明 書 に 記 載) 又 は フ ァ ッ ク ス に て 質 疑 を 行 う こ と 。 当 日 ま で の 質 疑 を 取 り ま と め 、 回 答 は 入 札 説 明 書 受 領 者 全 員 に

対して行うとともに当機構のホームページにて公表することにより入札説明会に代える。
なお、当該日以降に質疑が発生した場合も随時受け付け、同様に対応する。
ただし、質疑内容に個人に関する情報であって特定の個人を識別し得る記述がある場合及び法人等の財産権等を侵害するおそれのある記述がある場合には、当該箇所を伏せ又は当該質疑を公表せず、質疑者のみに回答することがある。

5． 応 札 仕 様 書 の 提 出

- (1) 提 出 期 限
- 令和 7 年 6 月 2 3 日 1 2 時 0 0 分
- (2) 提 出 場 所
- 3． ① に 同 じ。

6． 入 札 の 日 時 及 び 場 所 等

- (1) 入 札 の 日 時 及 び 場 所
- 令和 7 年 7 月 1 1 日 1 4 時 0 0 分
茨 城 県 神 栖 市 波 崎 7 6 2 0 - 7
国 立 研 究 開 発 法 人 水 産 研 究 ・ 教 育 機 構
神 栖 庁 舎 研 究 本 館 1 階 会 議 室
- (2) 郵 便 に よ る 入 札 書 の
受 領 期 限 及 び 提 出 場 所
- 令和 7 年 7 月 1 1 日 1 2 時 0 0 分
3． ① に 同 じ。

7． そ の 他

- (1) 契 約 手 続 き に お い て
使 用 す る 言 語 及 び 通 貨
- 日 本 語 及 び 日 本 国 通 貨。
- (2) 入 札 保 証 金 及 び 契 約 保 証 金
- 免 除。
- (3) 入 札 の 無 効
- 本 公 告 に 示 し た 競 争 参 加 資 格 の な い 者 の 提 出 し た 入 札 書 及 び 入 札 に 関 す る 条 件 に 違 反 し た 入 札 書 は 無 効 と す る。
- (4) 契 約 書 作 成 の 要 否
- 要。
- (5) 落 札 者 の 決 定 方 法
- 予 定 価 格 の 制 限 の 範 囲 内 で 最 低 価 格 を も っ て 有 効 な 入 札 を 行 っ た 入 札 者 を 落 札 者 と す る。
- (6) 競 争 参 加 者 は、入 札 の 際 に 国 立 研 究 開 発 法 人 水 産 研 究 ・ 教 育 機 構 の 資 格 審 査 結 果 通 知 書 写 し 又 は 全 省 庁 統 一 資 格 の 資 格 審 査 結 果 通 知 書 写 し を 提 出 す る こ と。
- (7) 詳 細 は 入 札 説 明 書 に よ る。

8． 契 約 に 係 る 情 報 の 公 表

- (1) 公 表 の 対 象 と な る 契 約 先
次 の ① 及 び ② い ず れ に も 該 当 す る 契 約 先
① 当 機 構 に お い て 役 員 を 経 験 し た 者 (役 員 経 験 者) が 再 就 職 し て い る こ と 又 は 課 長 相 当 職 以 上 の 職 を 経 験 し た 者 (課 長 相 当 職 以 上 経 験 者) が 役 員、顧 問 等 ※ 注 1 と し て 再 就 職 し て い る こ と
② 当 機 構 と の 間 の 取 引 高 が、総 売 上 高 又 は 事 業 収 入 の 3 分 の 1 以 上 を 占 め て い る こ と ※ 注 2
な お、「当 機 構」とは、改 称 前 の 独 立 行 政 法 人 水 産 総 合 研 究 セ ン ター 及 び 国 立 研 究 開 発 法 人 水 産 総 合 研 究 セ ン ター、統 合 前 の 独 立 行 政 法 人 水 産 大 学 校 を 含 む ま す。
※ 注 1 「役 員、顧 問 等」に は、役 員、顧 問 の ほ か、相 談 役 そ の 他 い か な る 名 称 を 有 す る 者 で あ る か を 問 わ ず、経 営 や 業 務 運 営 に つ い て、助 言 す る こ と 等 に よ り 影 響 力 を 与 え る と 認 め ら れ る 者 を 含 む。
※ 注 2 総 売 上 高 又 は 事 業 収 入 の 額 は、当 該 契 約 の 締 結 日 に お け る 直 近 の 財 務 諸 表 に 掲 げ ら れ た 額 に よ る こ と と し、取 引 高 は 当 該 財 務 諸 表 の 対 象 事 業 年 度 に お け る 取 引 の 実 績 に よ る。
- (2) 公 表 す る 情 報
上 記 (1) に 該 当 す る 契 約 先 に つ い て、契 約 ご と に、物 品 役 務 等 の 名 称 及 び 数 量、契 約 締 結 日、契 約 先 の 名 称、契 約 金 額 等 と 併 せ、次 に 掲 げ る 情 報 を 公 表 す る。
① 当 機 構 の 役 員 経 験 者 及 び 課 長 相 当 職 以 上 経 験 者 (当 機 構 O B) の 人 数、職 名 及 び 当 機 構 に お け る 最 終 職 名
② 当 機 構 と の 間 の 取 引 高
③ 総 売 上 高 又 は 事 業 収 入 に 占 め る 当 機 構 と の 間 の 取 引 高 の 割 合 が、次 の 区 分 の い ず れ か に 該 当 す る 旨
3 分 の 1 以 上 2 分 の 1 未 満、2 分 の 1 以 上 3 分 の 2 未 満 又 は 3 分 の 2 以 上

④ 一者応札又は一者応募である場合はその旨

(3) 当機構に提供していただく情報

① 契約締結日時時点で在職している当機構OBに係る情報（人数、現在の職名及び当機構における最終職名等）

② 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

(4) 公表日

契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内（4月に締結した契約については原則として93日以内）

(5) その他

当機構ホームページ（契約に関する情報）に「国立研究開発法人水産研究・教育機構が行う契約に係る情報の公表について」が掲載されているのでご確認くださいとともに、所要の情報の当機構への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくようご理解とご協力をお願いいたします。
なお、応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了解願います。

9. 公的研究費の不正防止にかかる「誓約書」の提出について

当機構では、国より示された「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日文部科学大臣決定）に沿って、公的研究費の契約等における不正防止の取り組みを行っており、取り組みのひとつとして、取引先の皆様に「国立研究開発法人水産研究・教育機構との契約等にあたっての注意事項」（URL：http://www.fra.affrc.go.jp/keiyaku/pledge_request/note_contract.pdf）をご理解いただき、一定金額以上の契約に際して、当該注意事項を遵守する旨の「誓約書」の提出をお願いしています。

公的研究費の不正防止関係書類（①公的研究費の不正防止にかかる「誓約書」の提出について、②国立研究開発法人水産研究・教育機構との契約等にあたっての注意事項、③誓約書）は、入札説明書に添付しますので、契約相手方となった場合は、誓約書の提出をお願いします。

なお、当機構の本部、研究所、開発調査センター、水産大学校いずれか1箇所に1回提出していただければ、当機構内の次回以降の契約では再提出する必要はありません。

ハイパフォーマンス・コンピュータ
調達仕様書

国立研究開発法人水産研究・教育機構
水産技術研究所 神栖拠点

第1章 総則

1. 用途

本仕様書は、国立研究開発法人水産研究・教育機構神栖拠点が調達するハイパフォーマンス・コンピュータについて規定する。本コンピュータは模型実験によって得られた生け簀の動揺試験結果を用いて生成 AI の計算を実施するために使用する。

2. 調達数量 2 式

3. 納品場所

茨城県神栖市波崎 7620-7

国立研究開発法人水産研究・教育機構 神栖庁舎

4. 検査

本装置は、国立研究開発法人水産研究・教育機構水産技術研究所神栖拠点の検査職員による検査を受け合格しなければならない。

5. その他

- (1) 受注者は、令和 7 年 12 月 26 日までに納品を完了すること。
- (2) 納入後、1 年間は初期不良など受注者の責により無償で修理及び部品の交換を行うこと。（センドバック保守）
- (3) 搬入、据付、配線の際は以下の点について留意すること。
 - ・搬入・据付、配線、調整に対しての費用及び必要な工具・付属品は、受注者が負担・用意すること。
 - ・設置に際しては、整理整頓に心がけ、保守性と安全性に留意したケーブル等の配置や取り回しを行うこと。
- (4) 納入時には、本システムの安全操作及び一般的な保守について説明を行うこと。
- (5) 本システムについて、和文で示したマニュアル（紙または電子媒体）及び納入報告書を 1 部提出すること。
- (6) 本仕様書の技術的内容及び知り得た情報に関しては、守秘義務を負うものとする。
- (7) 詳細については、担当職員の指示に従うこと。

第 2 章 構成

1. 本装置の概要

本コンピュータは、本体・ハブ・無停電電源装置・ラックから構成され、模型実験から得られた生成 AI の教師データを用いて GPU を用いた AI 計算を実施するためのコンピュータである。本試験において収集する予定の動画データ、動揺データ、張力データなど様々なデータの総容量として 40TB 以上であり、そのデータを処理する。

2. 本装置の構成及び数量

1 式あたりの構成内容は以下のとおりとし、数量は 2 式とする。

- | | |
|-----------------|-----|
| (1) スーパーコンピューター | 1 台 |
| (2) ハブ | 2 台 |
| (3) 無停電電源装置 | 1 台 |
| (4) ラック | 1 台 |

第3章 本装置の仕様

1. スーパーコンピューター

- (1) 10GbE を 1 ポート以上搭載していること。
- (2) 筐体はラックマウントタイプもしくは、ラックに収納して作動することが可能であること。GPU が最大 4 台まで搭載出来ること。
- (3) オペレーティングシステムは、Windows11PRO であること。
- (4) CPU は第 5 世代 Xeon 以降、16 コア以上、32 スレッド以上、ベースクロック 2.8GHz 以上、キャッシュ 37.5MB 以上であること。(参考製品：Intel Xeon Gold 6526Y)
- (5) DDR5-4800EGC 規格相当のメモリ 512GB 以上搭載していること。メーカーによる 26 時間以上の連続動作テストの結果を添付すること。
- (6) OS 用の SSD を 960GB 以上搭載していること。
- (7) ワークスペース用に 7.68TB の SSD を 3 式、RAID0 で搭載、設定していること。
- (8) モニタ接続用のグラフィックカード (NVIDIA RTX A400 以上) を AI 計算用以外に搭載していること。また、それはサーバ用として実績のあるグラフィックカードであること。
- (9) AI 計算用として NVIDEA RTXPRO6000 (96GB) を 2 台搭載していること。
- (10) 電源は 200V 単相とし、高負荷にも耐えられる電源供給量があること。
- (11) 200V はラックの PDU から無停電電源装置経由で供給出来るようにすること。
- (12) IPMI 専用 1Gbase-T (RJ45) のネットワークポートを 1 ポート以上搭載していること。
- (13) CPU クーラーを搭載していること。冷却方式は、空冷式又は水冷式とする。
- (14) 無停電電源装置からの指令によりシャットダウンが出来ること。

2. ハブ

- (1) 100M/1G/2.5G/5G/10G に対応したスイッチングハブであること。
- (2) RJ45 端子が 4 ポート以上であること。
- (3) ラックマウントタイプもしくは、ラックに収納して作動することが可能であること。
- (4) 電源は 100V 又は 200V であること。

3. 無停電電源装置

- (1) 200V で高負荷状態のスーパーコンピューターを 5 分間駆動出来ること。
- (2) 200V 単相 30A が取り出せること。
- (3) 電源消失時にスーパーコンピューターにシャットダウン指令が出せること。

4. ラック

- (1) EIA 規格 19 インチラックであること。
- (2) 施錠出来ること。
- (3) 内寸が 24U ラック以上の高さがあること。奥行きは、上記 1.～3.を収納できる奥行きとする。
- (4) 200V の電源供給が出来る PDU 及び 100V の電源供給ができる PDU をそれぞれ 1 台搭載されていること。コンセント数はそれぞれ 4 口以上あること。
- (5) 100V の PDU については、壁付け 100V コンセントから引き込みを行う。なお、200V の PDU から 100V に変換し引き込みも可能とする。
- (6) 200V の PDU は NEMA 規格 (L15-30) 準拠のコンセントからアース及び RST のうちの 2 線を使って引き込み、NEMA 規格 (L6-30) 準拠のコンセントの PDU とすること。NEMA 規格 (L15-30) コンセントから PDU を繋ぐ際、変換コネクタ (NEMA 規格 (L15-30→L6-30)) を使用することも可能とする。なお、変換コネクタを使用せず直接 NEMA 規格 (L15-30) から PDU を接続する場合、NEMA 規格 (L6-30→L15-30) の変換コネクタを付属すること。

5. その他

- (1) 各種接続するための電源ケーブルを必要数付属すること。
- (2) 指定する設置場所に置いて組み立て、電源消失時に自動シャットダウンが出来ることを確認すること。
- (3) 以下の①、②いずれかの条件を 1 つ以上満たし、それを証明できる書類を提出すること。
 - ①納入予定の構成 1. の機器に関しては、高負荷運用に耐える高品質製品が提供できる体制として品質マネジメント「ISO14001」及び「ISO9001」を取得していること。
 - ②納入業者は、NVIDIA 社認定のエリートパートナーもしくはプリファードパートナーであること。